

障がいの程度について

1. ・両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの(矯正視力)
 - ・視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの(矯正視力)
 - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
 - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
4. 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。